

平成20年7月30日

自立促進援助金制度の廃止に伴い講じるべき措置等について（論点）

- 1 自立促進援助金制度廃止の時期について
 - ・ 廃止の時期（平成19年度に遡及し廃止すべきか）
 - ・ 遡及廃止に伴い、予測外の不利益が生じる者に対する配慮等
- 2 奨学金返還困難者に対する返還免除制度の創設について
 - ・ 自立促進援助金制度廃止に伴う奨学金返還困難者に対する返還免除制度の創設
 - ・ 返還免除の手続等
- 3 長期間自立促進援助金を支給されている借受者に対する対応について
 - ・ 奨学金の返還を求める事由
 - ・ 借受者の実情に応じた柔軟な対応等
- 4 奨学金の返還免除基準について
 - ・ 国の同和奨学金に係る返還免除基準と同基準とすべきか
 - ・ その他の基準を設定できるか
 - ・ 予測外の不利益が生じる者に対する配慮等

京都市同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会に係る御意見について

1 概要

(1) 意見総数	28件(平成20年7月29日時点)
(2) 内 訳	御意見記入用紙 26件
	E-mail 2件
	FAX 0件
	郵送 0件

2 意見内容(7月23日以降分)

(1) 第4回総点検委員会(7月23日開催)分 (順不同)

意見内容	
1	<p>1 委員のみなさんは事前資料を読んでいないのでしょうか。 この場に出て、いきなり資料を読んで発言している感じがする。 これでは具体的な話は出ないと思う。また、「素人だから・・・」という言い方はやめてほしい。</p> <p>2 何度もおねがいしますが、一度援助金制度で明確な意見をもっている市民ウォッチャーのメンバーから聴取の場をもってはどうでしょうか。 (市外在住 男性 40才代)</p>
2	<p>希望する人には、メールでも良いので、会ギ日程の案内などがくると助かります。他の審ギ会では(市)など郵送で案内がくることがありますが、それでは費用がかかりますので。 本日の委員会については、各委員が遠慮しがちなのか発言がなく残念。事前に勉強して、準備して臨んでいるようには思えないので、頑張っで欲しい。事ム局も大変だと思っ。</p> <p>(市内在住 男性 20才代)</p>
3	<p>傍聴者に委員名(何者か) 配置が分かるような資料が欲しかった。(傍聴者無視は京都市の基本姿勢なのでしょう)(市民参加は・・・)</p> <p>委員長おひとりの独言の委員会も不思議な委員会であった。行政主導委員会なのでしょう 市民委員だと思われる方の意見内容もこの会の本質やレベルを知ることができてさびしい限りでした。 結論も妥協的なものになりそうです 傍聴者に意見させよ。アンケートは次会公表せよ。 (市内在住 男性)</p>

4	<p>私にも現在高校3年生の子どもがいます。この間この問題について話しをしていました。</p> <p>「返してもらうときに何の心配もいらないから、奨学金を受け取って、安心して、高校・大学に行って下さい。」と言われて学校に行った人が、後になって、状況が変わったからやっぱり返して、と言われてたら、どう思うか？と聞いたら、「全く理解できない！」と言っていました。</p> <p>若者の人生の選択において「実質給付」の奨学金が前提だったとして、どのような権利があって、一体誰が、今になって、その前提をくつがえすことができるのでしょうか？</p> <p>その当時「奨学金を受けない」という自由が奪われて、今になって、年間30万円以上も毎年返せと言うのでしょうか？次世代の子育てを任いつつある人々に……！？</p> <p>「あげる」と言った人々への返還は免除されるべきです。</p> <p>なぜ、過去の市の責任を一人一人の生きている人間に今負わせるのか？</p> <p>中坊さんがおっしゃった「免除してほしいくない」という自由は、「奨学金を受けない」という自由があるのと同じではない。</p> <p style="text-align: right;">（市内在住 女性 40才代）</p>
5	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大阪高裁判決では、援助金制度そのものを違法とまでいっていない。一律支給が問題としているのであり、廃止という判断はおかしいのではないか。 ・ 判決内容にそった形で見直すのが、司法判断を尊重した合理的なものだと考えられる。検討委は、その点を配慮すべきだと思う。
6	<p>自立援助制度の意見をまとめるのは、非常に困難な判断が求められる。</p> <p>委員の方への重圧を感じると同時に当事者意見が述べられないのは不自然である。</p> <p>しかも数回の議論で本当に考えられるのか。</p> <p style="text-align: right;">（市内在住 男性 40才代）</p>

(2) その他

1	<p>「返さなくてもよい」「返還の心配のない」奨学金は、給付された奨学金ではないのでしょうか？第1回の研究会ですでに「債権債務関係はある」と、法律論で結論づけたことは時期尚早だったのではないのでしょうか。</p> <p>カードの表裏ではないが、もともと切り離して成り立った制度ではなく、奨学金受給者にとっては「給付の奨学金」を受け取ったという事実しかありません。借りるべきか否かの選択権は存在しなかったのです。「返す」ということが、当時前提に在れば、「借りない」という選択肢もあるだろうし、半額だけ借りるという選択肢も必要に応じて講じられたかもしれません。大学に行くという選択そのものを回避したかもしれないし、大学時代に将来の負担を考えてアルバイトを増やしたかもしれません。</p>
---	---

今後有無を言わず所得判定をし、結果、返還を求めるということは、それらの選択肢の全てがなかった人の「過去」、今更やり直すことのできない「時間」そのものを、今の基準で裁断するようなものです。

第2回研究会で新川委員長もおっしゃっていましたが、「市の決裁について裁判所が違法と判断したことがあっても、個々の奨学金受給者との関係について裁判所が判断したわけではない。」こと。貸付と給付が一体だという説明を信じて奨学金を受けてきた事情とその信頼について保護していく必要についても指摘されました。しかし、信頼を保護するという立場に立った場合、返還を前提とした所得判定を求めること自体が、すでに信頼を裏切ることになるのだと思います。委員会及び研究会が、矛盾する意見を並存して述べつつ、当事者不在のまま議論が進んでいくことに対し危惧を感じざるを得ません。

制度設計に関わる論理についての議論と、実際その制度に関わる当事者がまさに、これから被ろうとしていることは、同じ机上にはのりません。「これから」の制度についての議論であれば成り立つのですが、これは「かつて」についての議論なのでから。しかも法律のある時代に奨学金を受け取っていた分について、法律が切れた時期に「自立促進援助金」で返還することをも含めて違法とするのは、法律のあるなしや、受給と返還の概念についてすら、混乱した議論になっているとしか言いようがありません。

いや、自立促進援助金は今の制度だ、という反論もあるかもしれませんが。しかし、かつて「給付」としての奨学金を実質のものとするために設けられたこの制度は、その予算について一旦京都市が支出した同時に収入するのであるから、受給の実態も、損害の実態も現実には存在しないのです。実態として存在するのは、かつて「支給」された奨学金を受け取った人々です。委員のみなさまには、そのように、具体的に生きている当事者たちの現実をこそ見据えて議論をお願いしたいと思います。

(市内在住 女性 40才代)